

11月は ①「過労死等防止啓発月間」、②「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 です

① 過労死等防止対策推進法では、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、国民の関心と理解を深めることを目的として、厚生労働省では、過労死等防止対策シンポジウムの開催やパンフレットを配布する等して周知を行います。

【問合せ先】茨城労働局 監督課(電話 029-224-6214)

・**過重労働解消相談ダイヤルを実施します**

【実施日時】令和3年11月6日(土)9時～17時

【フリーダイヤル】0120-794-713(なくしましよ 長い残業)

【相談例】残業時間が長い、残業手当が支払われない、休日や休暇が少ない労働局の担当官が相談に対応します。相談者の秘密を守ります。

【問合せ先】茨城労働局 監督課(電話 029-224-6214)

・**過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

【主催】厚生労働省

【後援】茨城県、つくば市

【参加費】無料

【日時】令和3年11月18日(木)13時30分～15時30分(受付13時～)

【会場】つくば国際会議場(つくば市竹園2-20-3)多目的ホール

【基調講演】「メンタルヘルスと働き方改革」 山本勲氏(慶応義塾大学商学部教授)

【申込み】https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/page_ibaraki.html

② 大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「**しわ寄せ**」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

詳しくは、次の「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧くださいか、下記の問合せ先へ。

(「[しわ寄せ](https://www.mhlw.go.jp)」防止特設サイト[[トップページ](#)]([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp)))

【問合せ先】茨城労働局 雇用環境・均等室(電話 029-277-8295)